

## 建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班

〒 989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南 129-1

電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090

E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

○県有建築物の保全点検の実施について

○お知らせ

- ・宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会の開催について
- ・年末年始の確認申請の受付，現場検査について

### ○県有建築物の保全点検の実施について

大河原土木事務所では、当土木事務所管内にある県有建築物のうち、8施設25棟の保全点検を実施しました。この保全点検は宮城県土木部営繕課からの依頼で毎年実施し、その結果を営繕課に報告しています。営繕課ではその報告をもとに施設管理者へ建築物の維持・保全に関する必要な指導・助言を行っています。

保全点検における点検内容は次の項目であり、A（指摘無）、B（要注意）、C（要計画改修）及びD（要是正）の4段階で判定しています。

- 1 敷地及び地盤
  - ・塀や擁壁の劣化及び損傷状況
- 2 建築物の外部
  - ・躯体や外装仕上げ材，窓サッシの劣化及び損傷の状況
- 3 屋上及び屋根
  - ・屋上の防水や機器，工作物の劣化及び損傷の状況
- 4 建築物の内部
  - ・躯体や防火区画の周辺部，天井の劣化及び損傷の状況
  - ・照明器具等の落下防止対策の状況
- 5 避難施設等
  - ・バルコニー手摺や階段の劣化及び損傷状況
- 6 その他
  - ・避雷設備等の劣化及び損傷状況

今回調査した施設のほとんどはAもしくはB判定で、早急に是正や改修等が必要であるD判定の施設はほとんどありませんでした。

#### 【判定例：建築物の外部の場合】

- 1 構造体としての機能について  
次の①から③までを順に調査・確認し、各々の状況により総合的にAからDまでの判定をします。
  - ①鉄筋の露出の有無
  - ②ひび割れ，浮きなどの劣化や損傷の有無（有の場合は，軽微な状況か著しい状況かの判断をします。）
  - ③柱や壁などへの構造上からの重大な影響の有無

建築物の所有者・管理者も計画的に保全点検を実施し，建築物の状態・状況を把握することは必要です。また，保全点検の結果をもとに建築物の維持・管理に努めることは，建築物の長寿命化にもつながります。

〇お知らせ

◆宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会の開催について

宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会が次の日程で開催されます。この講習会を受講され、宮城県被災建築物応急危険度判定士への登録をお願いします。

(受講料、登録料は無料)

なお、受講に当たっては事前に受講申込みが必要です。

- ・宮城県自治会館  
平成 26 年 12 月 17 日（水）、平成 27 年 1 月 16 日（金）
- ・宮城県大崎合同庁舎  
平成 27 年 1 月 21 日（水）
- ・宮城県行政庁舎（宮城県庁）  
平成 27 年 2 月 16 日（月）

今年度から宮城県被災建築物応急危険度判定士に登録されている方で今年度末が有効期限の方で更新登録をする場合、過去に登録し有効期限切れになっている方で再登録をする場合は、登録申請書の提出のみで判定士への登録が可能になりました。

講習会の開催案内は、大河原土木事務所建築班の窓口で配布しています。  
なお、詳しい内容につきましては、宮城県土木部建築宅地課へお問合せください。

電話：022-211-3245

ホームページ：URL：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/

被災建築物応急危険度判定とは

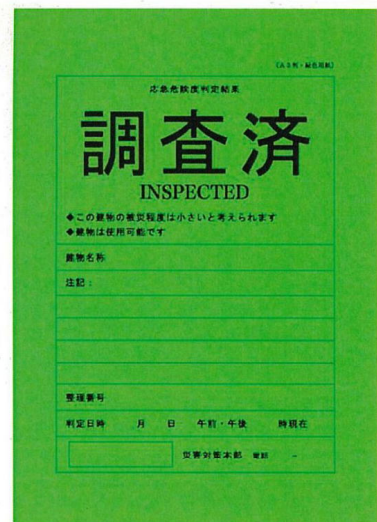
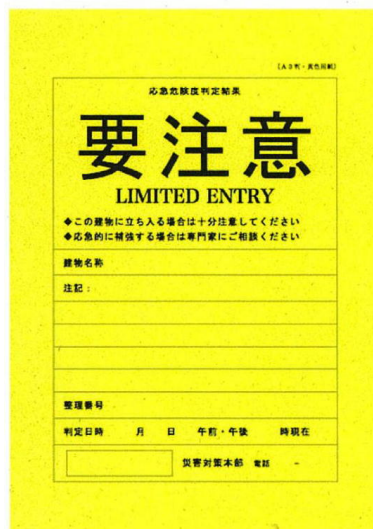
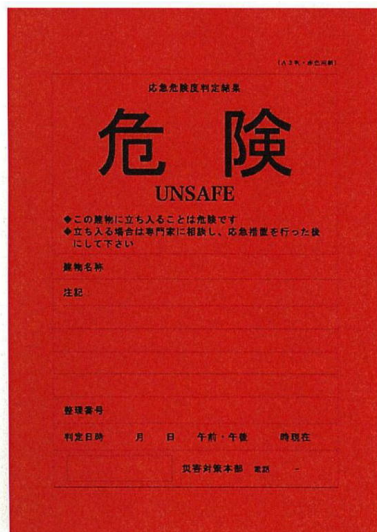
被災建築物応急危険度判定は、地震により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や建築物の外壁等の落下、転倒の危険性をできる限り速やかに判定して、その判定結果に基づいて恒久的復旧までの間、被災した建築物の使用等に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係わる二次災害を防止することを目的としています。

その判定結果は、「危険」は赤、「要注意」は黄、「調査済」は緑のそれぞれ色のついた判定ステッカーを使用し、建築物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定ステッカーを建築物の出入口等や敷地の外からも見やすい場所に表示することは、その建築物の所有者等だけでなく、付近を通行する歩行者などへも、その建築物の危険性等の情報を提供することが必要だからです。

(県建築宅地課の被災建築物応急危険度判定についてより抜粋)

判定ステッカー



◆年末年始の確認申請受付、現場検査について

○年末年始の確認申請の受付について

年末年始の期間（12月27日（土）から1月4日（日）まで）における建築確認審査、中間検査及び完了検査については、受理日（受付日）によっては次の法定期限内での審査及び検査が出来ない状況が予想されます。

- ・建築確認：受理日から7日以内又は35日以内
- ・中間検査：受理日から4日以内
- ・完成検査：受理日から7日以内

つきましては、法定期限内での円滑な業務を実施するため、年内に建築確認を申請予定の方は、審査期間を考慮のうえ申請されるようお願いいたします。

なお、建築基準法等関係法令に係る相談業務等は通常どおり行います。

年明けの建築確認申請の受付は、1月5日（月）より行います。

○年末の現場検査について

年末の中間検査と完了検査については、次のとおり行いますので検査日をご確認のうえ早めの申請をお願いいたします。

- ・12月24日（水）
  - 午前：白石市・蔵王町・セヶ宿町方面
  - 午後：角田市・丸森町方面
  - ※中間検査及び完了検査等の件数によっては午前、午後の方面が変更になる場合や翌日になる場合がありますので、予めご了承ください。
- ・12月25日（木）
  - 柴田町・村田町・川崎町方面
  - ・大河原町内の検査日程については、上記2日の間で調整します。
  - ※検査件数が多いことも予想されますので、早めの申請をお願いいたします。

○年始の現場検査について

1月の現場検査は、1月6日（火）から行います。

今年も12月に入り、後1月で新年を迎えます。

寒い季節になりましたが、お体に気をつけて、良いお年をお迎えください。  
来年も今年同様、土木・建築行政の推進に御協力お願いいたします。

～ お知らせ ～

かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索